

旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

(目的)

第1条 「旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会」(以下「懇談会」という。)は、旭川市と近隣市町村において、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、「旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の策定、変更及び成果の検証に当たって必要な協議又は懇談を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約等に関連する分野の関係者等から、市長が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員となった日から当該委員となった日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長を各1名置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、会務を総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、旭川市長が招集する。

2 座長は、懇談会の会議の議長となる。

3 会議は、書面又は電磁的方法(以下「書面等」という。)による開催も認めるものとする。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。ただし、書面等による開催の場合はこの限りではない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、旭川市総合政策部政策調整課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。